



弁護士

富川 諒
(とみかわりょう)

〈出身大学〉
神戸大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2015年12月
最高裁判所司法研修所修了
(68期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

祝日法の改正について

弁護士 富川 諒

1 はじめに

「2019年のゴールデンウィークは10連休！」

このような噂を耳にした方も多くいらっしゃるかと思います。それでは、なぜゴールデンウィークが10連休になるのかはご存知でしょうか。実は、日本には、「国民の祝日に関する法律」(以下、「祝日法」といいます。)という法律があります。たった3条しかない法律ですが、この法律により、10連休が誕生するのです。

2 祝日法とは

祝日法とは、その名のとおりに、「国民の祝日」を定める法律です。元日、成人の日、建国記念の日など、国民の祝日の全ての名称、時期及びその意義が定められています。

例えば、2016年から「山の日」という祝日が設けられましたが、これも、祝日法の改正により誕生した祝日です。ちなみに、祝日法第2条では、「山の日 8月11日 山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する。」と規定されています。

また、日曜日が祝日の場合に月曜日が休日となることはご存じかと思いますが、これも、祝日法第3条第2項が、「『国民の祝日』が日曜日に当たる時は、その日後においてその日に最も近い『国民の祝日』でない日を休日とする。」と規定しているためです。

3 今後の祝日について

せっかくですので、祝日法改正の例をご紹介します。

- (1) 皆様もご存じのとおり、2020年には東京オリンピックが開催されます。これに伴い、2020年の祝日は一部変更されることとなります。具体的には、平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成31年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律(平成30年法律第55号)が平成30年6月20日に公布され、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な準備及び運営に資するため、同法第1条により、「国民の祝日に関する法律」の特例が設けられました。

これにより、2020年に限り、「海の日」は7月23日に、「体育の日(スポーツの日)」は7月24日に、「山の日」は8月10日となります。

- (2) また、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律(平成30年法律第57号)が平成30年6月20日に公布され、国民の祝日である「体育の日」の名称が「スポーツの日」に改められ、その意

義は「スポーツを楽しむ、他者を尊重する精神を培うとともに、健康で活力ある社会の実現を願う」とされました(施行日は平成32年1月1日です)。

4 ゴールデンウィークが10連休となる理由

以上のとおり、我々の休日は、祝日法という法律に基づいて定められています。そして、ゴールデンウィークが10連休となると噂されているのも、この祝日法があればこそです。

すなわち、私が本稿を執筆している時点では、2019年5月1日を祝日とする特例法はまだ国会で承認されておりませんが、仮にこれが承認されれば、2019年5月1日は正式に祝日ということになります。そして、祝日法第3条第3項が、「その前日及び翌日が『国民の祝日』である日(『国民の祝日』でない日に限る。)は、休日とする。」と規定しているため、祝日に挟まれた4月30日と5月2日も、祝日となります。その結果、2019年は、4月27日から5月6日までの10日間が土日祝日ということとなり、10連休が完成することになるのです。

5 最後に

ところで、10連休という大型連休を心待ちにしている方はたくさんいらっしゃると思いますが、企業活動という観点からみれば、2019年5月1日の元号改正に向けて準備をしなければなりませんので、注意が必要です。

例えば、契約書等において年月日を和暦で特定しているケースがよくあると思います。元号が改正されても、年月日の特定自体はできていますので、問題があるわけではないですが、ミスが起きないようにするためには、少なくとも今から作成する契約書等では西暦で特定することが望ましいです(昭和80年と言われてもピンと来ないのと同じです)。私も、契約書作成時には西暦を使用するように心がけています。

また、会社のシステムにおいて和暦表記を採用している場合には、2019年5月1日以降、新元号での和暦表記に変更する必要があります。新元号の公表日は、2019年4月1日とされており、システム変更のための期間が1ヶ月しかなく、非常にタイトなスケジュールの中でシステム変更をしなければなりません。システム変更が間に合わないリスクを考えれば、今のうちに思い切って西暦表記のシステムを採用することもあり得るでしょう。

憂いなく10連休を迎えるためにも、まずは元号改正に向けてしっかりとご準備を進めていただければ幸いです。